

消費税増税について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。 日頃は当社LPガスをご利用いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月1日より消費税率が10%〔消費税7.8%/地方消費税2.2%〕へと引き上げられました。 LPガス及び関連サービスに関しまして、消費税増税は下記の通り反映されますので、ご確認頂きますようお願い致します。

尚、一定の要件を満たす取引については旧税率(8%)とする等の経過措置が講じられており、2019年10月1日以降の消費税計算において旧税率(8%)と新税率(10%)の適用が混在することがありますので、お客様にご迷惑をお掛けすることのないよう万全の注意をはらう所存ではございますが、お客様におかれましてもご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

◆お客様とのお取引における消費税率◆

原則、<u>2019年9月30日までのお取引については旧税率(8%)が、2019年10月1日以降のお取引については、</u> 新税率(10%)が適用されます。

しかし、一定の要件に該当する取引の場合は「経過措置」として旧税率(8%)が適用されますので、下記のお取引については「経過措置」の適用を受け旧税率(8%)となります。

<経過措置について>

2019年9月30日以前から継続供給しているガス料金等で、10月1日から10月31日までに検針等により料金が確定するものについては、旧税率(8%)が適用されます。 資産の貸付については、2019年3月31日までに契約されており、2019年9月30日までに貸付が行われているものが対象となります。

<当社での該当商品・サービス>

・2019年10月検針分までの使用料金(8%) ①LPガス ·2019年11月検針分以降の使用料金(10%) ※2019年10月1日以降にLPガスご利用開始のお客様は、 10月検針分より税率10%が適用されます。 経過措置 ②ガス漏れ警報器 ・2019年3月31日までの契約(リース期間終了まで8%) ③CO警報器 •2019年3月31日までの契約(リース期間終了まで8%) 4)火災警報器 ・2019年3月31日までの契約(リース期間終了まで8%) (リース) ⑤消火器 ・2019年9月30日までの設置(支払期間終了まで8%) ·2019年10月1日以降の設置(10%) (割賦契約) 経過措置 対象外 ⑥集中監視システム •2019年9月検針分までの料金(8%) ·2019年10月検針分以降の料金(10%)